

平成18年度

木造住宅耐震診断の補助が実現！

1981年(昭和56年)以前の木造住宅の耐震診断の補助 5万円、20件分を予算化



建物の安全を確保するために

羽村市3月定例議会で一般質問しました

(1) 木造住宅耐震診断の補助等について

阪神・淡路大震災や新潟・中越大地震などの教訓から、家屋の倒壊による犠牲者を出さないために、日本共産党はこれまでも震災対策を求めてきました。

羽村市は平成18年度に、木造住宅耐震診断の補助、耐震化促進計画の策定、木造住宅耐震改修補助制度の検討をします。

高橋議員は、木造住宅耐震診断の補助の詳細について、木造住宅耐震改修補助制度は、平成18年度中に実施することはできないか、耐震化促進計画の策定にあたっては、マンションについても補助制度を、など質問しました。

個人住宅耐震補強工事費用の助成
東京は20区7市に広がる

高危険度地区は300万円、高齢者・障害者世帯200万円、その他100万円を限度とする。条件あり。(新宿区)

市長は、木造住宅耐震診断補助の内容等については、他市の制度や国の基本方針等を勘案して策定していきたい、耐震診断の状況を踏まえ、19年度からと考えている。

現時点では、マンションの耐震改修補助は考えていない、と答弁しました。

(2) 耐震強度偽装事件に関連した市内の建物の現状と今後について

全国で構造計算書偽装物件は2月6日現在、84件で、工事中・未着工の13件を含めると97件になります。その中に、羽村市の物件も入っていました。市民の方からも、「どうなっているの」と聞かれます。当事者だけの問題ではないと思います。

高橋議員は、羽村市内のホテルについては、現在の状態と、今後どのような対応がされるのか、この件に関して関係者や市民からの相談や質問はあったか、市としての

対応はどのようなものだったか、滞在者の安全を守るべき自治体としては、耐震強度偽装事件の問題点を明らかにし、二度と起こらないような対策を関係機関に働きかけるべきではないか、など質問しました。

市長は、現在、東京都の指導を受け、構造改修計画書の作成を行っていると聞いている、市民からは、「ホテルは大丈夫なのか」「歩道の通行に危険はないか」「ホテルの現状と市の対応は」の3件。市は「現在、営業は停止している」「現状ではその推移を見守っている」と答えている。報道機関等からの問い合わせは9件となっている。これらの問題は、建築基準法を所管する国土交通省と、許可を行う東京都を含む都道府県等が、再発防止に取り組むべきと考えている、と答弁しました。

再質問で、ご近所や通行人に状況を知らせる表示を要望しましたが、その後、右の写真の表示がされました。



(3) 市内の建物は「ハートビル法」が生かされているか

東横イン不正改造事件も発覚しました。この事件は、建築の完了検査後、違法と知りながら障害者用客室や駐車場を一般客用に改造するなど、悪質なものでした。

「ハートビル法」とは「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」です。平成14年には、特定建築物の範囲を拡大する改正がされました。改正前はデパートや劇場、ホテル等の不特定かつ多数のものが利用する建築物が対象でしたが、改正後は、不特定でなくても多数のものが利用する学校、事務所、共同住宅等の用途の建築物にも拡大されました。

高橋議員は、羽村市では、この法律の対象の建築物は何か。ある建物について市民の方から疑問が寄せられた場合、「ハートビル法」の対象となる民間の建築物についても、市が調査をできるようにすべきではないか。この法には義務付け対象、努力義務対象などあるが、自治体の条例でさらにいっそうの改善を図ることができる、とされている。市は検討すべきではないか、など質問しました。

市長は、市の公共施設では、水上公園、教育相談室、東児童館、福祉センター、保健センター、図書館本館、農産物直売所、双葉町会館、動物公園スタディーホール、弓道場、生涯学習センターゆとろぎ、などが対象となっている。

東京都が建築確認事務の一環として、ハートビル法の審査も行っているため、市が調査などをする考えはない、など答弁しました。



羽村民報

2006年5月28日 No.801
発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 衷
日本共産党羽村市議団のホームページ
<http://www2.ocn.ne.jp/~ashita/>
市議団控室 電話/FAX 579 - 1163

無料法律相談

6月13日(火)午後1時半より
羽村コミュニティセンター、2階
*要予約 市議団へ連絡を
中原まさゆき TEL 554-1163
高橋 みえ子 TEL 555-1911
市川 えい子 TEL 554-1140

